

令和4年度龍ヶ崎市地域公共交通協議会（第2回）

日時：令和4年6月28日（火）

14時～15時30分

場所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 議事

(1)会長・副会長の選任について

(2)「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の骨子案について

(3)乗合タクシー補助事業について

(4)「龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画」事業評価について

5 その他

(1)AI オンデマンド交通について

6 閉会

議事(1)

会長・副会長の選任について

【概要】

龍ヶ崎市地域公共交通協議会の会長及び副会長については、「龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例」第5条第1項により、委員の互選によりこれを定めるとしている。

については、会長及び副会長の選任について協議をお願いしたい。

【資料】

・参考資料1

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例

・参考資料2

龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員名簿（令和4年6月1日時点）

議事(2)

「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の骨子案について

【概要】

「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の骨子案について、令和4年6月7日（火）に開催した「龍ヶ崎市地域公共交通協議会 研究会」において協議を行った結果、別紙1のとおり本協議会に報告し、協議を行うとして承認を得た。

ついては、「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の骨子案について別紙1のとおりとし、具体的な計画目標や実施事業の検討に進んでよろしいか、改めて本協議会において協議をお願いしたい。

【資料】

- ・別紙1
龍ヶ崎市地域公共交通計画骨子（案）

議事(3)

乗合タクシー補助事業について

【概要】

龍ヶ崎市乗合タクシー「龍タク」は、国が実施する「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け運行しており、支援を受ける際には、「生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）」を策定する必要がある。

上記の計画には、当該事業の目的・必要性、定量的な目標・効果等を明示し、事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容を定めることとされている。

については、上記の計画について、別紙2のとおり策定してよろしいか協議をお願いしたい。

【資料】

・別紙2

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

議事(4)

「龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画」事業評価について

【概要】

「龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画」で定めている評価指標については、それぞれの指標について評価スケジュールを設定し、事業の達成状況を管理しながら各事業を実施している。

については、令和3年末時点での計画目標の達成状況及び事業の進行評価について、別紙3及び別紙4のとおり報告するので、その内容について協議をお願いしたい。

【資料】

- ・別紙3

龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画における計画目標の達成状況について(令和3年度末時点)

- ・別紙4

龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画の進行評価について(令和3年度末時点)

その他

(1) A I オンデマンド交通について

【概要】

現在、当市では、地域公共交通に関する先進技術の活用事例のひとつとして、A I オンデマンド交通についての調査及び研究を行っている。

については、今後、その内容について本協議会において協議を行う可能性があることから、事前にシステムについての概要等を紹介するもの。

【資料】

・参考資料3

A I オンデマンド交通について（出典：国土交通省 HP
(https://www.mlit.go.jp/report/press/sogol2_hh_000185.html))

龍ヶ崎市地域公共交通計画

骨子(案)

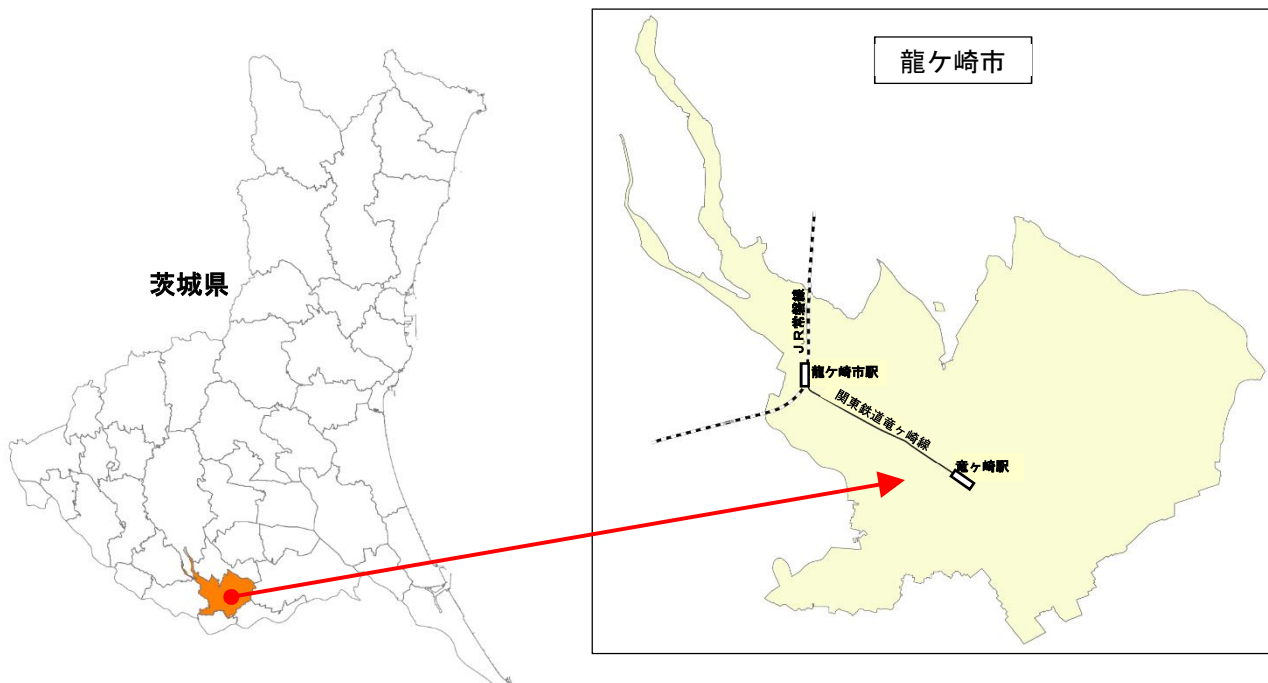
令和4年6月

1. 計画の区域及び計画期間

■計画の区域

- ・龍ヶ崎市全域

■計画の区域



■計画の期間

- ・計画期間は、次期最上位計画との整合を図るため、令和5年1月から令和12年度までの概ね8年間とする。
- ・なお、中間年度となる令和8年度において、計画の進捗及び社会情勢の変化等に適応するよう、必要に応じて計画の見直し・修正を行う。

■本計画と上位計画の計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (H29～R4.12)				次期最上位計画：前期 (R5.1～R8)				次期最上位計画：後期 (R9～R12)			
地域公共交通網形成計画 (H29～R4.12)				本計画 (R5.1～R12)							

2. 龍ヶ崎市における公共交通の課題

※「令和3年度龍ヶ崎市地域公共交通計画策定に係る調査業務委託報告書」(314頁)を参考に作成。

課題1：人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な地域公共交通網の形成

- ・人の移動を支え、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成が必要。
- ・高齢者等の交通弱者の生活交通の維持・確保へ向けた継続的な取組が必要。

課題2：地域の特性に応じた有機的かつ効率的な地域公共交通網の形成

- ・龍ヶ崎地区、佐貫地区、北竜台地区、龍ヶ岡地区の4つに分散する都市拠点における公共交通のサービス水準を維持・向上して、まちづくりを支援することが必要。
- ・居住人口が少なく、今後人口減少が見込まれるエリアについては、地域の実情に応じた運行形態や運行方法を検討し、効率化を図ることが必要。

課題3：超高齢社会に対応した安全・安心な外出環境の確保

- ・高齢者等が安心して外出して生活できるように、ハード・ソフト面から公共交通の充実が必要。

課題4：各公共交通機関や周辺自治体との連携による利便性の向上

- ・通勤・通学などの外出目的に応じて、各公共交通の特性に応じた役割分担及び交通結節点の整備を行い、市内全域を通じた最適な公共交通網を形成していくことが必要。
- ・周辺自治体との連携も含めた総合的な地域公共交通ネットワークの構築を目指すことも必要。

課題5：多様な世代が利用しやすい地域公共交通の実現

- ・地域公共交通を持続していくためには、公共交通の再編だけではなく、市民の公共交通への関心・利用意識を高めていくことが重要。
- ・公共交通に関する情報発信を行うとともに、市民にとってわかりやすく、使いやすい公共交通となるような施策を検討していくことが必要。

課題6：関連施策（福祉、自転車、観光等）との連携

- ・まちづくりと連携した施策や自転車・福祉施策を通じた移動手段の確保などを含め、地域の輸送資源を総動員した地域公共交通を検討することが求められる。

3. 市政方針

※龍ヶ崎市最上位計画策定審議会資料（令和4年3月28日開催）から抜粋。

3-1. まちづくりの基本姿勢

●自ら考え・行動する「協働」のまちづくり

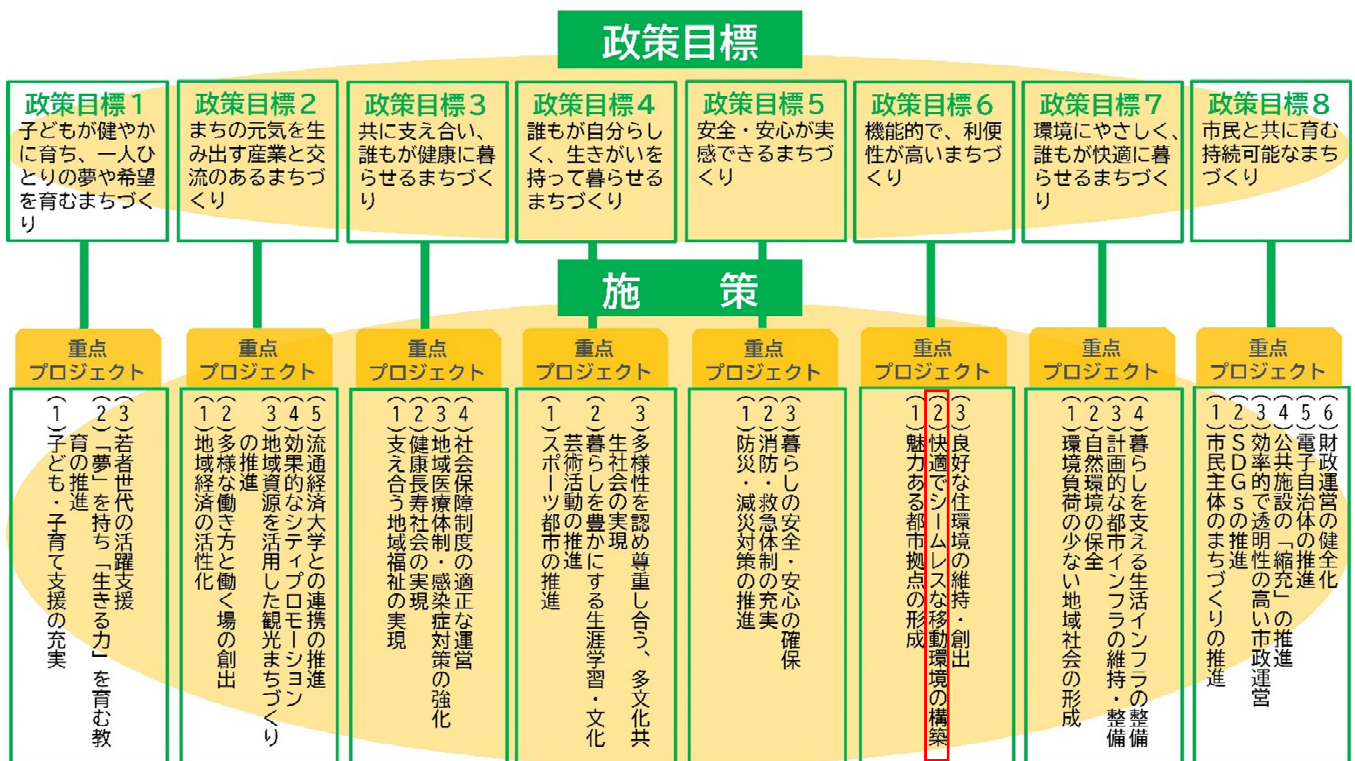
●市民に信頼される「透明な」まちづくり

●時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり

3-2. 将来都市像

Creation
— ともに創るまち・龍ヶ崎 —

3-3. 政策の柱と施策（施策の大綱）



4. 基本理念・基本方針（案）

～ 基本理念 ～

「住みよい」まちづくりを支える、 利便性が高く持続可能な地域公共交通の実現

基本方針1 市域内外の連携を支える地域公共交通

広域的な移動を支える鉄道や幹線路線バスと市域内生活交通を有機的に結び、市内外から駅や拠点施設へのアクセス性を強化することにより、東京圏、近隣市町村及び市内各地域との連携・交流を促進します。

基本方針2 まちづくりと一体となった地域公共交通

まちづくりの変遷に対応した地域公共交通ネットワークを、既存の公共交通を基本に、新たな交通システムや地域の多様な輸送資源を活用しながら構築していきます。

基本方針3 利便性の高い、安全・安心な地域公共交通

市民ニーズに沿った利便性の高い地域公共交通を形成し、地域間の交流促進や多様な市民が利用することができる安全・安心な交通サービスを提供します。さらに、新たなモビリティサービスの導入を検討し、利便性の高い公共サービスの提供を目指します。

基本方針4 市民と協働で支える持続可能な地域公共交通

持続可能な交通体系を実現するため、公共交通の現状や必要性・重要性について市民に広く周知します。また、市民が積極的に地域公共交通を「支え、守り、育てる」といった意識を育てていきます。

龍ヶ崎市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

生活交通確保維持改善計画の名称
龍ヶ崎市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>龍ヶ崎市は、分散する4つの市街地とその周辺の集落部分からなる都市構造を有しており、それぞれの市街地が特徴を持つようなまちづくりを進めている。そのため、市民の移動における目的地が、ひとつの市街地に集中しないことが大きな特徴であり、市街地間や市街地とその周辺集落とを結ぶ地域公共交通の充実が必要となる。</p> <p>当市の地域公共交通は、全国的にも珍しい市内完結型路線の関東鉄道竜ヶ崎線に加え、路線バス及びコミュニティバスのネットワークが市の大部分をカバーして市民の足となっている。しかしながら、路線バスとコミュニティバスのネットワークにおいてもすべての地域をカバーできていないこと、目的地までの移動に乗り継ぎが必要な場合があること、バス停留所までの移動が困難な高齢者等の移動手段の確保が必要であること等の課題を抱えている。</p> <p>これらの背景を踏まえ、地域の真のニーズに対応した地域公共交通サービスを目指すため、当事業により既存の地域公共交通を補完するシステムである乗合タクシーを運行する必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>・乗合率（一便あたりの利用者数が2人以上の割合） 24. 2%（令和3年度）→30. 0%（令和5年度～令和7年度）</p> <p>乗合タクシーの目標値については、令和4年12月までの利用者数を2,500人（龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画 P. 83 参照）としていたが、すでに目標値に達し、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた令和2年度及び令和3年度においては利用者数の減少が見られたものの、目標値を上回る利用（令和3年度利用者数 4,362人）が得られた。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染者数は増減を繰り返しており、感染者数減少の維持並びに収束が不透明であることから、さらなる利用者数減少の防止及び運行経費の削減により、持続可能な事業として当事業を継続するため、引き続き乗合率を指標として設定する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、乗合タクシーの利用者数及び乗合率は減少しており、また新しい生活様式の実践が求められる中、当分の間、公共交通の利用が敬遠される状況が続くと考えられる。そのような中で、積極的に乗り合い利用の推進を図っていくことは困難であり、また、運行事業者の追加により利用者の分散も影響していることから、目標値の設定については、上記のとおりとする。</p>

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーは市内のどこからでも出発できるため、路線バスおよびコミュニティバスではカバーできず、地域公共交通が空白となっていた地域を補完することができる。 ・高齢者等、交通弱者といわれる方々の移動手段が確保できる。 ・既存のバス交通が利用可能な地域ではあるが、日中の運行便数が少なく、生活交通として利用することが困難だった地域の住民にとっても、利便性を格段に向上させることができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーのPR活動（運行事業者、龍ヶ崎市） ・運行内容の充実（運行事業者、龍ヶ崎市） （龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画P. 95）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市から運行事業者への補償額については、運賃収入、事業者負担（運行経費の1割）、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社佐貫タクシー ・布川交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ

うとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成23年11月1日（平成23年度第3回）龍ヶ崎市地域公共交通会議 ・乗合タクシーについての協議</p> <p>平成24年1月31日（平成23年度第4回）龍ヶ崎市地域公共交通会議 ・計画全体について合意</p> <p>平成24年4月24日（平成24年度第1回）龍ヶ崎市地域公共交通会議 ・乗合タクシー運行方針や考え方等、運行に直接的な影響がないような見直しの場合、事務局により修正し、その後会議において報告することで合意</p> <p>令和2年7月27日（令和2年度第1回）龍ヶ崎市地域公共交通会議 ・令和2年10月から運行事業者に布川交通株式会社の加入について承認</p> <p>令和4年6月28日（令和4年度第2回）龍ヶ崎市地域公共交通会議 ・地域内フィーダー系統確保維持計画について承認（予定）</p>

21. 利用者等の意見の反映状況	
住民又は利用者の代表として、市民公募により選出された市民代表委員3名と龍ヶ崎市商工会の代表者が参画する龍ヶ崎市地域公共交通協議会（法定協議会）による議論を経て本計画を作成した。	
22. 協議会メンバーの構成員	
茨城県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局首席運輸企画専門官
茨城県の職員	茨城県政策企画部交通政策課長 茨城県竜ヶ崎工事事務所長 竜ヶ崎警察署交通課長
一般社団法人茨城県バス協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人茨城県バス協会専務理事
一般旅客自動車運送事業者の事業用自 動車の運転手が組織する団体の代表者 又はその指名する者	関東鉄道労働組合執行委員長
交通事業者の代表者又はその指名する 者	関東鉄道株式会社取締役鉄道部長 関東鉄道株式会社常務取締役自動車部長 平成観光自動車株式会社営業部長 有限会社佐貫タクシー所長 龍ヶ崎地区タクシー運営協議会委員
学識経験者	流通経済大学経済学部教授
公募の市民	公募による市民委員3名
市の職員	龍ヶ崎市都市整備部長
その他市長が必要と認める者	龍ヶ崎市商工会事務局長 NPO法人ユーアンドアイ代表（福祉有償運送）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県龍ヶ崎市3710番地
(所 属) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課
(氏 名) 平沢 範明
(電 話) 0297-64-1111
(e-mail) toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
龍ヶ崎市	有限会社佐貫タクシー	(1) 龍ヶ崎市乗合タクシー		市内 全域		往 km 復 km	362日	1,810回			区域運行	①	地域間線系統龍ヶ崎駅～ 取手駅(外1系統)の接続 確保策	③
	布川交通株式会社	(2) 龍ヶ崎市乗合タクシー		市内 全域		往 km 復 km	362日	1,086回			区域運行	①	地域間線系統龍ヶ崎駅～ 取手駅(外1系統)の接続 確保策	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	龍ヶ崎市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,951
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

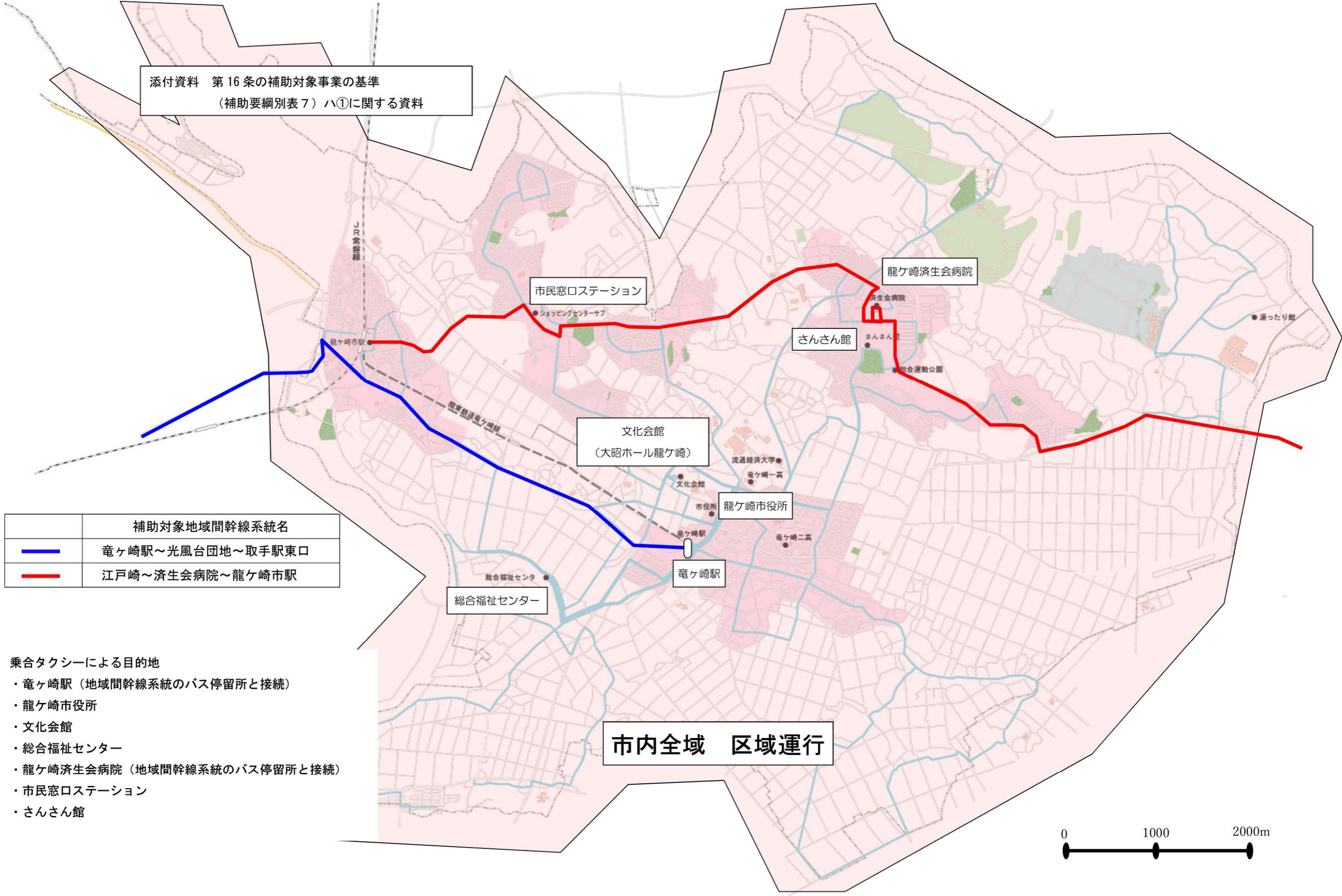
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

添付資料 第16条の補助対象事業の基準
(補助要綱別表7)ハ①に関する資料

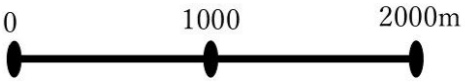


補助対象地域間幹線系統名	
—	竜ヶ崎駅～光風台団地～取手駅東口
—	江戸崎～済生会病院～龍ヶ崎市駅

乗合タクシーによる目的地

- ・ 竜ヶ崎駅 (地域間幹線系統のバス停留所と接続)
- ・ 龍ヶ崎市役所
- ・ 文化会館
- ・ 総合福祉センター
- ・ 龍ヶ崎済生会病院 (地域間幹線系統のバス停留所と接続)
- ・ 市民窓口ステーション
- ・ さんさん館

市内全域 区域運行



龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画における計画目標の達成状況について(令和3年度末時点)

基本方針	目標	評価指標	単位	現況値	令和2年度の実施状況
				目標値	
基本方針1	目標1	①地域公共交通利用者数 鉄道, 路線バス(昼間割引), コミュニティバス, 乗合タクシーの利用者数	人/年	H27年度実績 1,228,425人	令和3年度実績 908,808人 【内訳】 関東鉄道竜ヶ崎線: 583,995人 路線バス(昼間割引): 141,553人 コミュニティバス: 178,898人 乗合タクシー: 4,362人
				R4年12月目標 1,281,000人	
		②地域公共交通に対する市民の満足度 まちづくり市民アンケート調査による 地域公共交通に満足している人の割合	%	H26年度実績 24.3%	令和3年度実績 28.0% ※数値の変遷 24.3%(H26) → 21.3%(H28) → 24.8%(H30) → 28.0%(R3)
				R4年12月目標 38.0%	
基本方針3	目標3	⑤バスのバリアフリー化率 市域内を運行する路線バスのノンステップバス導入率	%	H28年10月実績 47.5%(40両中19台)	令和3年度末時点95.3% 【内訳】 関東鉄道株式会社竜ヶ崎営業所43両中41両(うち市補助0両)
				R4年12月目標 70.0%(40両中28台)	
		⑥高齢者公共交通共通定期券の販売件数 (おたっしゅパス)の販売件数	件/年	H27年度実績 201件	令和3年度実績 554件 【内訳】 コミュニティバスのみ: 334件 コミュニティバス路線バス共通: 220件
				R4年12月目標 320件	
基本方針4	目標4	⑦地域公共交通利用促進事業実施回数 地域公共交通のPRや活性化イベント, モビリティ・マネジメントの実施回数	回	H27年度実績 6回	H29~R3までの合計: 51回 【令和3年度実績】 実施回数: 9回 【内訳】 モビリティ・マネジメント(川原代小のみ) 龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助事業 (竜ヶ崎線特化型「関鉄レールメイト」採用, 龍ヶ崎市市民遺産PR媒体製作, ビールまつり開催, ワンマン運転50周年記念ヘッドマーク等製作, コロッケマップと連携した関鉄竜ヶ崎線及びJR常磐線龍ヶ崎市駅乗車率向上, 『「竜鉄」を探る』展示会, 高校生ガイドによる街歩き, 活性化協議会演奏会) ※ふれあい広場, モビリティマネジメント(西小, 大宮小, 馴柴小, 愛宕幼稚園)は未実施
				H29年~R4年12月までの合計目標 48回	
		⑧地域公共交通利用の来訪者数 イベント開催日における地域公共交通利用による来訪者数	人/年	H26年度実績 6,972人(3日間の合計)	H29~R3までの合計: 25,713人 【令和3年度実績】 令和2年度に引き続き, 八坂神社祇園祭中止のため実績なし。
				H29年~R4年12月までの合計目標 48,000人	

龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画の進行評価について（令和3年度末時点）

別紙4

検証手順	検証の方法
①施策の実施状況評価	A：予定通り業務を完了した（完了予定の）事業 B：概ね予定通り業務を実施し、完了した（完了予定の）業務 C：予定から遅れているが、期限内に完了予定の業務 D：予定通り業務を実施できていない、または計画期間内に完了しない見込みの業務
②今後の見直しの必要性	－：完了した事業 O：今後も継続することが望ましい事業 △：事業内容を見直して継続することが望ましい事業 ×：根本的な見直しが必要な事業

NO	実施事業	実施内容	①評価		②見直し	今後の課題
				評価理由		
1-1	JR常磐線の利便性向上	龍ヶ崎市単独による要望活動の実施	D	平成30年度以降、市単独要望は実施していないため。	×	要望活動を行う場合は、市加盟団体を通じて行うよう事業を整理する必要がある。
		市加盟団体による要望活動等	B	要望活動を定期的に行っているほか、常磐線の品川駅の乗り入れや龍ヶ崎市駅の安全設備の整備が実施されるなど、一定の効果が上がっているため。	△	近年のコロナ禍による利用者及び旅客収入の減少を考慮し、要望内容について再考する必要がある。
		鉄道利用安全性向上の支援	A	安全設備の充実が図られているため。	－	－
1-2	広域的な地域幹線路線バスの安定的な運行と新たな路線の検討	広域的な地域公共交通の確保維持補助事業	A	広域的な地域公共交通の維持確保が図られているため。	－	－
		広域路線バスの検討及び実証運行	B	実証運行は終了しており、現在は情報収集を行っている状況のため。	△	実証運行の終了、近年のコロナ禍による利用者及び旅客収入の減少を考慮して、引き続き情報収集を行う必要がある。
2-1	昼間割引運賃制度の拡大及び路線バス・関東鉄道竜ヶ崎線の通学割引等の検討	路線バス昼間割引運賃制度の拡大	B	利用状況の把握や制度拡大の検討を継続して行っているため。	△	ヘビーユーザーの利用者の確保の観点から必要性が高いと想定される。通学利用状況やニーズ等を踏まえて、内容等を再考する必要がある。
		路線バス及び関東鉄道竜ヶ崎線での通学者支援	B	利用状況の把握や制度の検討を継続して行っているため。	△	ヘビーユーザーの利用者の確保の観点から必要性が高いと想定される。通学利用状況やニーズ等を踏まえて、内容等を再考する必要がある。

NO	実施事業	実施内容	①評価		②見直し	今後の課題	
				評価理由			
2-2	コミュニティバス乗継券及び1日乗車券の導入	コミュニティバス乗継券の発行	平成29年度から平成30年度にかけて、乗継券の具体的な運用について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編に合わせて導入を行った。令和2年度以降は周知PRを行っている。	A	乗継券の発行自体は完了しており、現在は周知PRの段階に入っているため。	-	-
		コミュニティバス1日乗車券の導入	平成29年度から平成30年度にかけて、1日乗車券の具体的な運用について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編に合わせて導入を行った。令和2年度以降は周知PRを行っている。	A	1日乗車券の導入自体は完了しており、現在は周知PRの段階に入っているため。	-	-
2-3	コミュニティバスの割引制度の充実	コミュニティバス通学定期券の導入	平成29年度から平成30年度にかけて、コミュニティバス通学定期券の具体的な運用について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編に合わせて導入を行った。令和2年度以降は周知PRを行っている。	A	通学定期券の導入自体は完了しており、現在は周知PRの段階に入っているため。	-	-
		高齢者向け市内公共交通共通定期券（おたっしゅパス）	平成29年度から平成30年度にかけて、高齢者向け市内公共交通共通定期券の一部対象年齢の拡大について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編に合わせて運用拡大を行った。令和2年度以降は周知PRを行っている。	A	共通定期券の運用拡大自体は完了しており、現在は周知PRの段階に入っているため。	-	-
		運転免許自主返納支援事業	平成29年度から平成30年度にかけて、運転免許自主返納支援事業の対象年齢拡大等について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編に合わせて運用拡大を行った。令和2年度以降は周知PRを行っている。	A	自主返納支援事業の運用拡大自体は完了しており、現在は周知PRの段階に入っているため。	-	-
		ランドセルチケット	平成29年度から平成30年度にかけて、ランドセルチケットの据え置き金額での運用について協議を進めた。周知PRを継続して行っている。	A	据え置き金額での運用継続が図られているため。	-	-
3-1	コミュニティバス運行計画の見直し	コミュニティバス運行計画（ルート、ダイヤ）の見直し	平成29年度から平成30年度にかけて見直し後の運行計画について協議を進め、令和元年9月のコミュニティバス運行計画再編後、令和2年度に一部ルート・ダイヤ改正を行っている。	A	運行計画の見直しを行い、再編後も継続した見直しが行われているため。	-	-
4-1	交通手段の連携強化と交通結節点の充実	交通手段の連携	平成29年度から平成30年度にかけて、デジタルサイネージの整備に向けた検討を行い、令和元年度及び令和2年度に整備を行っている。	B	交通手段の連携及び交通結節点の充実化に向けた取り組みが行われているため。	○	引き続き、運用を行っていくとともに、周知PRを行っていくことが必要となる。また、利用者への効果検証を行うことが必要となる。
		深夜バス（JR常磐線龍ヶ崎市駅（旧名：佐貫駅）～関東鉄道竜ヶ崎駅）の実証運行及び検証	平成28年度から令和2年度の5年間に渡り、実証運行を行ったが、利用が振るわず、令和3年3月末を持って深夜バスの実証運行は終了することとなった。	A	実証運行及び検証が行われているため。	-	-
		関東鉄道竜ヶ崎駅の待合機能の充実	コミュニティバス待合室「りゅう舎」を整備し、ベンチやデジタルサイネージを設置することで、竜ヶ崎駅の待合機能の充実を図った。	A	待合室の整備及びデジタルサイネージの設置など待合環境の充実が行われているため。	-	-

NO	実施事業		実施内容	①評価		②見直し	今後の課題
					評価理由		
5-1	道の駅へのシャトルバスの運行	道の駅へのシャトルバスの運行	道の駅開業が未定となったことから開業時期に合わせ運行する方針を示した。	D	シャトルバスの運行が行われていないため。	×	道の駅の開業が未定のため、事業の位置づけについて再考する必要がある。
5-2	新都市拠点地区などへのバスターミナルの設置の検討	新都市拠点地区などへのバスターミナルの設置の検討	新都市拠点開発エリア整備事業の進捗状況を注視している。	D	具体的な整備計画が進められていないため。	×	具体的な整備計画が未定のため、事業の位置づけについて再考する必要がある。
6-1	乗合タクシーの充実	乗合タクシーのPR活動	市広報誌やホームページへの掲載のほか、敬老会参加者に対しチラシを配布し、制度の周知を図っている。	A	PR活動が継続的に行われているため。	—	—
		運行内容の充実	平成29年度から令和元年度にかけて、目的地の拡大について協議を進めて、令和元年9月より目的地を追加した。	A	目的地の拡大など、運行内容の充実化が行われているため。	—	—
6-2	バスロケーションシステム導入など分かりやすい運行情報の提供	バスロケーションシステムの導入	平成29年度から平成30年度にかけて、バスロケーションシステム及び交通結節点におけるデジタルサイネージの整備に向けた検討を行い、バスロケーションシステムは令和元年度に整備、デジタルサイネージは令和元年度及び令和2年度に整備を行っている。	A	交通手段の連携及び交通結節点の充実化に向けた取り組みが行われているため。	—	—
		地域公共交通ガイドの作成配布	平成30年度にリーフレットの内容及びレイアウトを検討し、令和元年9月の再編に合わせて市内全戸に配布するとともに、公共施設等にも設置し、周知を図った。令和2年12月に実施した一部ルート・ダイヤ改正に伴い、改正後のリーフレットを作成して、コミュニティバス利用者に配布している。	A	リーフレットを適宜作成し、運行内容の変更に合わせて掲載内容の改訂も行われているため。	—	—
		案内誘導サインの整備	令和元年9月の再編に合わせ、竜ヶ崎駅及び市役所にバス停車位置を示す表示を設置した。	A	案内誘導サインの整備が行われているため。	—	—
6-3	路線バスICカード導入	路線バスICカード導入	平成30年3月から、関東鉄道路線バス全線において交通系ICカードの利用を開始した。また、令和3年10月からコミュニティバス循環ルートにおいて交通系ICカードの利用を開始した。	A	関東鉄道路線バス全線において、交通系ICカードの利用が可能となったため。	—	—
6-4	バリアフリーの推進	ノンステップバス導入事業費補助	交通事業者が導入したノンステップバスに対して補助金の交付を行っている。	A	事業費補助が行われているため。	—	—
		コミュニティバスへのノンステップバス導入	コミュニティバスの車両更新にあたり、利用者が多い循環ルートにおいてノンステップバスを導入している。	A	ノンステップバスの導入が図られているため。	—	—
6-5	駐輪場の整備	駐輪場の環境整備	未実施	D	未実施のため。	×	駐輪場の環境整備の必要性を再確認し、内容等を再考する必要がある。
		新たな駐輪場の整備	未実施	D	未実施のため。	×	駐輪場の環境整備の必要性を再確認し、内容等を再考する必要がある。
		サイクルトレインの実施	継続的にサイクルトレインを実施している。	A	サイクルトレインは継続的に実施されているため。	—	—

NO	実施事業	実施内容	①評価		②見直し	今後の課題	
				評価理由			
6-6	バス停留所施設 の環境改善	バス停留所の上屋 及びベンチの設置	令和元年9月のコミュニティバス再編に合わせて、バス停の移動、上屋及びベンチの設置を行った。また、令和元年以降、近隣商業施設等からの協力のもと、トイレや軒下当を無償で借りられる「バス待ち環境快適化事業『まてまて』」を展開して、バス待ち環境の改善を図った。	D	再編時に市役所に上屋及びベンチを設置したが、少数にとどまっているため。	△	引き続き、優先度が高いバス停留所などにおいて、上屋及びベンチの設置等を進めることが必要となる。
		既存のバス停留所 の修繕	未実施。	D	未実施のため。	×	市所有の上屋・ベンチは、市役所や文化会館など少数に限られるため、再度修理の必要性を確認し、必要がなければ、新規設置を優先する。
6-7	関東鉄道竜ヶ崎 線安全設備の整備	関東鉄道竜ヶ崎線 安全設備の整備	関東鉄道竜ヶ崎線の安全設備整備として国及び県と協調し、安全設備等に補助金を交付し輸送の安全性向上を図った。	A	安全設備の整備が図られているため。	—	—
6-8	コミュニティバス 車両の更新	コミュニティバス 車両の更新	令和元年9月のコミュニティバス再編に合わせて、全路線において、市オリジナルラッピングを施した車両を新規に導入し、マイバス意識の向上を図った。	A	車両の更新及びラッピングが行われているため。	—	—
7-1	サポーター制度 の構築及び団体・組織と連携した地域公共交通活性化事業の実施	地域公共交通のサ ポーター組織設立 に向けた準備支援	平成29年度に市内の学校や団体、商工会など趣旨に賛同する団体の協力を得て活性化協議会を立ち上げた。また、公共交通利用促進を目的とする事業に対する補助制度を制定した。	A	組織設立が行われたため。	—	—
		地域公共交通活性化事業の実施	平成29年度の組織設立以降、毎年度、5事業程度、地域公共交通活性化事業を実施している。	A	地域公共交通活性化事業が継続的に行われているため。	—	—
7-2	モビリティ・マ ネジメントの実施	モビリティマネジ メントの実施	毎年度、市内4つの小学校及び1つの幼稚園に対して、学校教育におけるモビリティ・マネジメントを実施している。	B	対象者が小学生及び幼稚園のみとなっているため。	△	高齢者など、実施対象者の拡大について検討することが必要となる。
7-3	ノーマイカー デーの促進	「ノーマイカー デー龍ヶ崎」の実 施	毎年度、市職員に対し、ノーマイカーデーを推進している。通勤・帰宅時の具体的なコミュニティバス利用例を庁内掲示板に提示したほか、イベント時には公共交通機関の利用を呼び掛けている。	A	地域公共交通活性化事業が継続的に行われているため。	—	—
		市職員による「エ コ通勤」の取組み	平成30年度以降、アンケート調査、回数券の案内、コミュニティバス通勤者に対する負担軽減策の導入検討を行っている。	B	職員の意識向上に向けた取り組みが行われているため。	△	引き続き、職員のエコ通勤に向けた検討を継続するとともに、これまでの実施内容に関する効果検証及び新規施策の検討を行うことが必要となる。

○龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 19 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日条例第 56 号

平成 27 年 6 月 30 日条例第 27 号

令和 2 年 3 月 23 日条例第 2 号

令和 2 年 12 月 21 日条例第 34 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域の特性や需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、龍ヶ崎市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における適切な旅客運送の態様及び運賃，料金等の協議に関すること。
- (2) 公共交通の利用促進の協議に関すること。
- (3) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 茨城運輸支局長又はその指名する者
- (2) 茨城県の職員
- (3) 一般社団法人茨城県バス協会の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する

団体の代表者又はその指名する者

- (5) 交通事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年9月30日条例第56号）

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行の日から施行する。

付 則（平成27年6月30日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

29 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市地域公共交通協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市地域公共交通協議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱又は任命の日から起算するものとする。

30 この条例の施行の日から平成28年5月31日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

付 則（令和2年3月23日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月21日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員名簿（令和4年6月1日時点）

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

第3条第2項		所 属	現委員の役職	氏 名
1	茨城県運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	國下 裕司
2	茨城県の職員	茨城県政策企画部交通政策課	課長	寺田 明弘
		茨城県竜ヶ崎工事事務所	所長	蛭町 修身
		竜ヶ崎警察署	交通課長	直井 将光
3	一般社団法人茨城県バス協会の 代表者又はその指名する者	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	川上 敬一
4	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が 組織する団体の代表者 又はその指名する者	関東鉄道労働組合	執行委員長	池田 正人
5	交通事業者の代表者 又はその指名する者	関東鉄道株式会社	取締役鉄道部長	北村 恵喜
		関東鉄道株式会社	常務取締役	武藤 成一
		平成観光自動車株式会社	営業部長	中島 憲幸
		有限会社佐貫タクシー	所長	野澤 達也
		龍ヶ崎地区タクシー運営協議会	委員	小菅 信夫
6	学識経験者	流通経済大学	経済学部教授	板谷 和也
7	公募の市民	公募市民		上野 義則
		公募市民		小幡 昇
		公募市民		吉野 功一
8	市の職員	龍ヶ崎市	都市整備部長	落合 勝弘
9	その他市長が必要と認める者	龍ヶ崎市商工会	事務局長	佐藤 昌一
		NPO法人ユーアンドアイ	代表	佐藤 真智子

(敬称略)

AIオンデマンド交通について

オンデマンド交通とは

○利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム

- ・アプリあるいは電話による配車予約で、乗りたい時に希望のポイントまで移動が可能

AIの活用

○AIによる最適な運行ルート決定

- ・配車予約と車両位置からAIがリアルタイムに最適な運行ルートを決するため、乗合をしつつ、概ね希望時間通り移動が可能
- ・リアルタイムな人数分布の統計データとAIにより、移動需要の予測を進め、運行の効率性を高めることが可能

○タクシーと路線バスの中間的性質

- ・任意に乗降ポイントを設定できるため、地域内移動を面的にカバー可能
- ・個々の移動ニーズに対応しつつ、低コストで一定数の人が同時に移動可能



#西日本鉄道株式会社HPより

【オンデマンド交通の利用イメージ】



#株式会社NTTドコモより